

障害年金受給者の方へ

① 転院先の新しい医療機関をお決めください。

② 年金機構に提出した診断書のコピーを転院先の医療機関に持参します。

1つ目は、転院先の医師に診断書の作成をお願いする時に参考にしてもらうため。

2つ目は、転院先の医師に診断書を書いてもらった後に、前回の診断書と見比べて適正に記入されているか確認するためです。

③ 紹介状(診療情報提供書)を持参します。

障害年金受給中に転院する場合は、紹介状をもって受診した方が良いでしょう。

紹介状によって医師の間で、あなたが「障害年金を受給している」ことを共有できるほか、当院での治療状況などを確認しやすくなります。

当院にて紹介状(診療情報提供書)を発行いたしますので、ご予約時にその旨をお伝えいただいたうえで、診察をお受けください。

YS ころのクリニック